

地域共生社会実現サポート事業補助金に係るQ&A

令和5年5月31日現在

NO.	項目	質問	回答
1	補助対象者	要綱第2条には「社会福祉法人等」とあり、社会福祉法人及び保育関係施設を運営するものと記載があるが、障害者施設や高齢者施設については対象外となるのか。また、小規模法人支援についても同様に対象外となるのか	社会福祉法人以外の法人で、高齢・障害者施設を運営する事業者は対象外となります。
2	補助対象者	平成29年度までサービス向上補助金の対象外であった事業所も、交付要綱第2条の施設は対象になるか	平成29年度までサービス向上補助金の対象外であった事業を行う事業所も、要綱第2条の施設を運営する社会福祉法人等は補助対象者です。
3	補助対象者	<社会福祉協議会より> ①訪問介護事業でICTの導入を検討している。導入することで、報告書等の事務作業が簡略化できること、管理がスムーズになることが期待できる。ヘルパー22人分のスマートフォンを購入するための資金を助成していただくことはできるか。 ②福祉避難所の立ち上げ訓練を計画している。入所施設を持たないデイサービスの事業所のため、ベッドが静養室にある2台だけなので簡易ベッドが購入できると良いと考えているが、どのようにすればよいか。	今回の制度見直しは、施設を運営する社会福祉法人等に対し、地域における公益的な取組を支援するものであり、本来、地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉協議会については補助対象外となります。
4	補助対象者	「福祉サービス向上支援事業[公募型]」について、教育機関等と連携した研究事業を実施する場合、法人が実施したのも補助対象事業となるのか、あくまで施設として実施したものだけが補助対象となるのか。	法人として実施したものも含まれます。
5	補助対象者	小規模法人の範囲である「年間事業収益4億円以下」とは、障害福祉サービス事業収益のことか。公益事業も含めての収益か	「年間事業収益」とは、法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額を指します。
6	交付申請	民間社会福祉施設サービス向上補助金の経過措置についての申請の流れもその他の補助金の申請の流れと同様か	経過措置についても、申請の流れは同じです。
7	交付申請	地域共生社会実現サポート事業補助金とサービス向上補助金の経過措置については、同じ申請書で提出するのか。また何部提出するのか	地域共生社会実現サポート事業補助金とサービス向上補助金の経過措置は、それぞれ別の申請書により提出する必要があります。提出窓口は同じところになります。提出部数は、京都府への交付申請書と、事業実施市町村への申請書がそれぞれ1部ずつ必要です。ただし、福祉サービス向上支援事業は、添付資料について8部御提出ください。
8	交付申請	交付申請書は事業の対象期間内であれば随時提出してよいのか	交付申請は、京都府がお知らせする申請期間内(令和5年については7月3日(月)から8月18日(金)まで)にいただく必要があります。
9	交付申請	1つの社会福祉法人から交付申請する補助基準額の上限額は3,360千円とあるが、保育所の場合は市町村申請となる場合、府への申請額との調整は法人側で事前調整が必要となるのか	交付申請については、保育所であっても従来の市町村あての申請ではなく、法人単位でとりまとめた上で、所轄庁のある地域の京都府保健所もしくは京都府地域福祉推進課を提出窓口として、京都府あて、市町村あての申請書をまとめて御提出願います。従いまして、お問い合わせの補助基準額の上限額については、予め法人内で対象とする事業を調整いただいた上で申請いただきますようお願いいたします。
10	交付申請	法人全体で地域貢献活動を行っている場合でも、補助申請は施設での申請のみとなるのか。法人名での申請は可能か	補助申請は、法人単位で申請いただくこととなります。なお、複数の施設を運営する法人や、個々の施設で実施する事業とは別に法人全体としての取り組みを実施される場合においても、一の社会福祉法人における補助基準額の上限額は、福祉サービス向上支援事業及び民間社会福祉施設サービス向上補助金の経過措置を除き、3,360千円となりますので御留意ください。
11	交付申請	複数の地域に施設を有しているが、申請書はどこに提出することとなるのか	社会福祉法人であれば、法人を所轄する地域の京都府保健所が窓口となります。所轄が市の場合は、所在地の京都府保健所が窓口となります。ただし、京都市及び他府県が所轄庁の法人については、京都府地域福祉推進課が窓口となります。
12	交付申請	経過措置の借入金元金償還補助金を申請する場合は、その他の地域課題解消等の補助金の申請は出来ないのか	サービス向上補助金の経過措置での借入金元金償還補助金の申請と同時に、地域共生社会実現サポート事業補助金の申請も可能です。
13	添付資料	事業実施にあたり事業計画書の作成が必要とのことだが、どのような内容を記載すればよいのか	事業計画書には、以下の内容についての記載が必要です。 ①取組を実施する施設(事業所) ②把握した地域の課題等(把握手法や具体的な連携先なども含む) ③把握した課題等の解消に向けた取組の実施計画(取組の具体的な内容、見込まれる効果、取組により必要となる補助対象経費の明記が必要) また、災害対応力向上事業の場合は上記に加え、地域での施設等の活用方法、地域の要配慮者に対する支援であることの明記が必要です。 ただし、小規模法人等活動サポート事業については、法人内での事業であることから、上記②は不要です。
14	添付資料	保育園を営む宗教法人においては、決算報告を任意様式で所轄庁にしている。申請において予算書抄本の添付が必要か。	小規模法人の要件に合致するかの確認資料となりますので、交付申請される場合は、決算書類を作成頂くことが必要となります。法人としての決算書作成となるので、必要な手続の上作成してください。また、事業活動収益であることから、事業分のみでの作成も適さないこととなります。
15	添付資料	経過措置のみ申請を行う法人についても、添付資料は何か必要か	申請書、事業計画書、平成29年度に提出されている事業実績書及び約定償還表の写しの添付が必要です。
16	対象事業	要綱第2条第7項に、「小規模法人等活動サポート事業」の説明として、「社会貢献活動に自ら取り組むために当該小規模法人等の運営の体制を強化する事業」とあるが、その中に「職員の資質向上のための研修」は含まれるのか。	職員の資質向上のための研修であれば、補助対象となります。
17	対象事業	サービス事業単位で複数の申請が可能であるかということか	お見込みのとおりです。ただし、交付申請は法人でとりまとめて申請いただくこととなります。
18	対象事業	対象となる事業の期間はどのようになるのか	令和5年度の補助金に係る対象は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに実施された事業となります。原則対象期間中に支払を完了していることが必要です。
19	対象事業	空調設備の老朽化による更新を計画しているが、補助対象となるか	設備の老朽化などに伴う更新整備は補助対象となりません。
20	対象事業	AED(医療機械)を設置し、地域にもAEDがあることを知らせている。7年の保証期間がおり、新しくしなければならない。AEDの購入が、サポート事業対象にならないか	機器の更新については対象外となります。
21	対象事業	地域貢献活動推進事業において、施設が地域にも解放している●●まつりの経費は補助対象となるか	単なる施設開放などでの経費については補助対象になりません。地域課題の把握及び具体的な法人の取組が必要です。
22	対象事業	1つの法人で地域貢献活動推進事業及び災害対応力向上の両方を実施してもよいのか	一の法人が、地域貢献活動推進事業及び災害対応力向上事業を実施することは可能です。なお、補助基準上限額があることに御留意願います。
23	対象事業	従前のサービス向上補助金中に『1 労働環境の整備促進事業』の中で「職員健康診断」という項目がありましたが、今回の補助金の中には、こうした助成はないか	小規模法人活動サポート事業において、対象としています。
24	対象事業	小規模な社会福祉法人等への支援の例の一つとして、職員の健康診断経費が該当するとありましたが、年1回の義務的な定期健診も含まれるのか	含まれます。

25	対象事業	府社協の京都地域福祉創成事業(わかプロジェクト)に参画しているが、その拠出金は補助対象となるのか	わかプロジェクトへの拠出金は対象外です。
26	対象事業	補助対象事業としない条件について、以下のいずれが正しいか。 (1)事務所が地方公共団体等より補助金(人件費充当分等)を受けている場合、補助対象事業としない。(その事業所は対象事業(1~4)全てにおいて交付申請できない。) (2)対象事業(1~4)が補助金を受けている場合、補助金を受けている事業のみ補助対象事業としない。(補助金を受けていない事業は交付申請できる。)	既に他の補助金等を受けている事業については補助対象事業となりませんが、対象事業ごとに判断しますので、(2)でお考えください。
27	福祉サービス向上支援事業	福祉サービス向上支援事業について 第三者評価の受診は対象事業でないといけないのか? 当方、ケアハウス、デイサービス、居宅介護支援の事業を実施しており、2年前に居宅で受診した。この場合、要件を満たしたことになるのか	福祉サービス向上支援事業を実施しようとする施設について、第三者評価を受診していることが必要です。
28	福祉サービス向上支援事業	福祉サービス向上支援事業について たとえば、地域の3つの社会福祉法人が合同で事業を実施する際、それぞれの法人がそれぞれの上限額いっぱいを受けとることができるのか。1500万円の経費がかかった場合、750万円まで補助金をあてにできるということか	前段についてはお見込みのとおりですが、府HP掲載の「地域共生社会実現サポート事業補助金概要・手引き」にあるとおり、(1)ハード整備事業は500万円、(2)(1)に掲げる事業以外の事業は250万円の補助基準上限額がありますので、申請の際はご注意ください。 なお、申請に当たっては、3つの法人は同じ経費についてそれぞれから申請することは出来ません。
29	補助基準額・交付額	健康診断の受診については従来の補助金であれば30万円が上限であった。小規模法人等活動サポート事業補助金についてはそのような上限はないと考えてよいか	お見込みのとおりです。
30	補助基準額・交付額	地域貢献活動推進事業と災害対応力向上事業のどちらも実施した場合、補助基準額はどうか	地域貢献活動推進事業と災害対応力向上事業のそれぞれで補助基準額の設定があります。地域貢献活動推進事業はの助基準上限額は48万円となり、災害対応力向上事業の補助基準上限額は30万円(地域貢献活動推進事業と併せて実施する場合は44万円)となります。
31	補助基準額・交付額	福祉サービス向上支援事業において補助基準額が法人単位での上限額(336万円)を超えた場合、どうなるのか	一の社会福祉法人等における補助基準額の上限額は336万円(交付要綱第7条第2項)ですが、福祉サービス向上支援事業は除外しており、別途申請いただくことが可能です。
32	補助基準額・交付額	補助金額の算定において切り捨てなどあるのか	地域共生社会実現サポート事業補助金の補助金額は、実施される事業ごとに1,000円未満を切り捨てます。 民間社会福祉施設サービス向上補助金の補助金額は、円単位での交付となります。
33	補助基準額・交付額	法人で最大3,360千円申請、但し事業者1/4負担とすると2,520千円。29年度は定員×3万円で3,960千円申請なので、1,440千円の大幅な減額になるが、サービス向上補助金はサポート事業補助金に変わり、全体の予算もそれだけ減額されているのか。または個々の法人によって増・減があるのか	地域共生社会実現サポート事業の総額は、従来の事業規模を見込んでいます。 なお、対象事業は社会福祉法人等の地域での自主的な取組を支援する内容としていることから、それぞれの取組内容により、交付額の増減も生じると考えられます。
34	補助基準額・交付額	補助基準上限額と補助基準数との関係について、 ・法人 3,360千円 ・1施設当たり 440千円 例えば、当法人であてはめると(借入金償還補助はここではなしとする。また小規模法人ではないとする) 就労継続支援×1カ所、生活介護×2カ所、短期入所×2カ所、相談介護×1カ所で 計6カ所×440千円=2,640千円。 最大申請できる補助基準額は2,640千円となるのか? 29年度3,960千円補助で、30年度以降に最大でも2,640千円×3/4=1,980千円で半額となるのか	一の法人から交付申請する毎年度での補助基準上限額については、小規模法人が運営する4施設がそれぞれの事業を補助基準上限額で実施する程度の規模を設定しています。 (440千円+400千円)×4施設=3,360千円 御質問の例において最大申請できる補助基準額は、2,640千円となります。
35	経過措置	経過措置において融資償還金はどこまでが対象となるのか	平成29年度に民間社会福祉施設サービス向上補助金の交付決定を受けた事業のうち、借入金償還金元本へ充当した部分が対象となります。
36	経過措置	令和5年度の経過措置の交付額はいくらになるのか	平成29年度に提出された実績報告書中、「事業実績書」の借入金償還金元金にあたる「補助金交付額」と、申請年度に支払う同じ償還金額を比べて少ない方の額を3/4した額となります。 ただし、保育所及び認定こども園(京都市内を除く)への京都府の交付額は、当該金額の1/2となります。 なお、京都市内における保育所及び認定こども園以外の施設に対する京都府の交付額は、当該金額の10/10となります。
37	経過措置	経過措置では融資償還金の全てが保障されるのか	民間社会福祉施設サービス向上補助金の経過措置は、平成29年度に民間社会福祉施設サービス向上補助金の交付決定を受けた事業のうち、借入金償還金元本の部分を対象とするものであり、償還金全てを対象とするものではありません。 また、29年度に交付を受けたものと異なる融資であったり、30年度以降新たに生じた借入金償還金も対象となりません。
38	経過措置	経過措置の施設は上限の対象外か	従前の民間社会福祉施設サービス向上補助金の借入金元金償還費に係る経過措置は、地域共生社会実現サポート事業補助金とは別途のものとなりますので、経過措置の交付額は地域共生社会実現サポート事業補助金の基準上限額とは別に交付されるものです。
39	経過措置	経過措置の令和5年度以降の補助率についてはどうか。	令和5年度から9年度にかけて、補助基準額から逡減をしていきます。保育施設については逡減した金額の1/2の補助となります。
40	対象事業・経費	対象経費の「報償費」「旅費」は具体的にどのような経費が該当するのか。	報償費や旅費におきましては、例えば以下のような事例が考えられます。 〔地域貢献活動推進事業〕 地域の元気な高齢者を対象とした講演会を開催した場合の講師に支払う謝金、旅費 〔小規模法人等活動サポート事業〕 外部で実施される研修を資質向上のため職員を受研される場合の研修参加費、会場までの旅費 ただし、いずれの事業におきましても職員の人件費は補助対象外となります。
41	対象事業・経費	対象経費の「役務費」及び「需用費」は具体的にどのような経費が該当するのか	代表的な経費は以下のものが考えられます。 「役務費」・・・通信運搬費、広告料、手数料 「需用費」・・・消耗品費、印刷製本費
42	対象事業・経費	地域内での複数法人が連携した取組を実施する場合、対象経費はどのように申請すればよいのか。複数法人でまとまったの申請をすることとなるのか。	複数法人での連携事業の場合、対象経費が共通することとなりますが、法人間においてそれぞれの経費負担を調整頂き、それぞれより申請いただきますようお願いいたします。その際、各法人の負担割合がわかるようにしてください。
43	対象事業	地域での課題把握や課題解消への取組を行うにあたって、職員が休日・時間外に活動するが、手当は対象となるか。	補助対象経費において人件費は対象外となります。
44	対象事業	民間社会福祉施設サービス向上補助金で対象となっていた事業の中で、園児管理ソフトの費用や、会計・給与パソコンのリース費、会計士への委託料等は対象事業となるのか。	小規模法人等活動サポート事業の中で対象となります。
45	補助対象者	小規模法人等活動サポート事業は、年間事業収益の額が4億円を超えないものが対象となっているが、障害者就労の収入も含めて考えるのか。	お見込みのとおりです。
46	対象事業	災害対応力向上事業における新型コロナウイルス感染症対策として、日常的に使用する体温測定器(サーマルカメラ等)について補助対象となるのか。事業開始通知に添付されていた事業例の一覧に「新型コロナウイルス等感染症の対策に係る備品・備蓄品等の整備も補助の対象となります。」と記載されている。	災害対応力向上事業の趣旨は、事業概要にも記載しているとおり、災害時における地域住民(特に要配慮者)を支援する仕組みに係る備品・備蓄品が補助対象となります。 新型コロナウイルス等感染症の対策に係る備品等についても、同じ考え方であり、災害時に社会福祉施設が、福祉避難所の機能を備えるという視点で、感染症拡大防止に係る必要な備品等(マスクや消毒液等)を補助対象とするものです。 については、日常的に使用する衛生対策としての備品等(サーマルカメラ等)は、補助対象外としております。